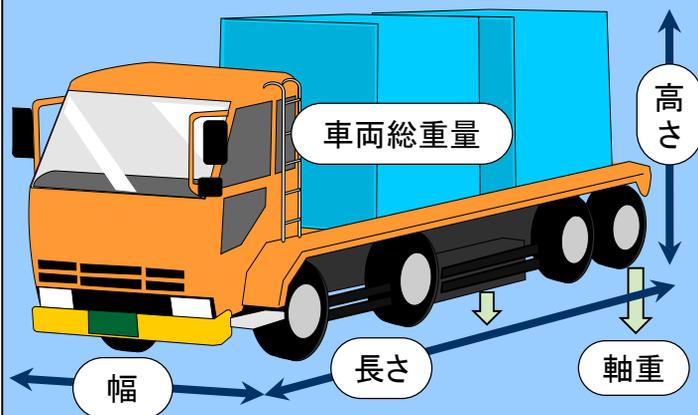


●下表の限度を「1つでも」超える車両は、「特殊車両通行許可」が必要です

| | 道路の構造による限度(車両制限令等) |
|------------------|--|
| 長さ | 走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。 |
| 幅 | 積載状態で 2.5m |
| 高さ | 積載状態で 3.8m (一部道路では4.1m) |
| 総重量 (車+乗員+荷物) | 積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t) |
| 軸重 | 積載状態で最大 10t |

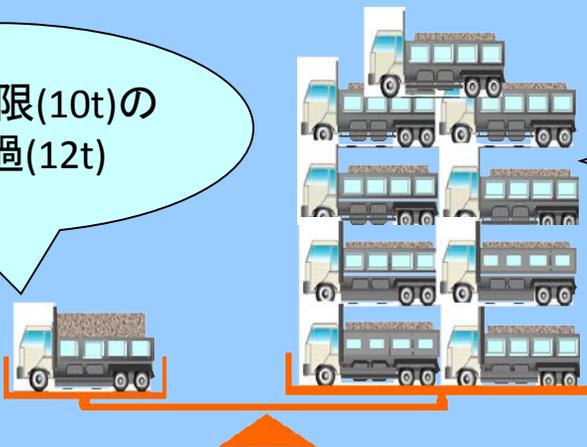


【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、上表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

●重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

軸重が制限(10t)の
2割超過(12t)



橋への負担は
制限(10t)以下の車両で
9台分以上!!!